省令

○文部科学省令第十号

学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）の施行に伴い、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条の二、第六十二条において準用する同法第四十二条、第九十一条第二項、第百四条第四項、第百十九条第二項及び第百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則及び学位規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

文部科学大臣　馳　浩

学校教育法施行規則及び学位規則の一部を改正する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百条」を「第百条の三」に改める。

第六章第二節中第百条の次に次の二条を加える。

第百条の二　学校教育法第五十八条の二に規定する文部科学大臣の定める基準は、次のとおりとする。

一　修業年限が二年以上であること。

二　課程の修了に必要な総単位数その他の事項が、別に定める基準を満たすものであること。

2　前項の基準を満たす高等学校の専攻科の課程を修了した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した高等学校の専攻科における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。ただし、在学すべき期間は、一年を下つてはならない。

第百条の三　前条第一項の基準を満たす専攻科を置く高等学校は、当該専攻科について、第百四条第一項において準用する第六十六条第一項の規定による評価の結果を踏まえた高等教育の段階における教育活動等に関し識見を有する者その他適当と認める者（当該高等学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するものとする。

第百十三条第一項中「及び第九十四条」を「、第九十四条及び第百条の三」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「第百四条第一項」とあるのは、「第百十三条第一項」と読み替えるものとする。

第百十三条第三項中「第百条」を「第百条の二」に改める。

第百三十五条第一項中「及び第八十二条」を「、第八十二条及び第百条の三」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「第百四条第一項」とあるのは、「第百三十五条第一項」と読み替えるものとする。

第百三十五条第五項中「第百条」を「第百条の二」に改める。

第百五十五条第二項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この号において同じ。）の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学することができるもの（修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年以上とする高等学校の専攻科の課程を修了した者に限る。）

第百七十七条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学することができるもの（学位規則の一部改正）

第二条　学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち法第五十八条の二（法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学することができるもの

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十一号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百六十条の規定に基づき、文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び不服申立規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

文部科学大臣　馳　浩

文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び不服申立規則の一部を改正する省令

文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び不服申立規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則

第一条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章　審査請求に関する手続

第四章第一節の節名を削り、第十二条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「第四十八条で準用する同法第二十四条第一項」を「第十三条第一項」に、「文部科学大臣又は文化庁長官」を「審理員（同法第十一条第二項に規定する審理員をいう。以下同じ。）」に改め、同項第二号中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第十三条から第二十一条までを次のように改める。

（手続の承継）

第十三条　行政不服審査法第十五条第六項の規定による許可を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文部科学大臣又は文化庁長官に提出しなければならない。

一　許可を得ようとする者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

二　審査請求人の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

三　審査請求の目的である処分に係る権利の表示及び許可を得ようとする者が当該権利を譲り受けた年月日

四　審査請求人の地位を承継しようとする理由

2　前項の許可申請書には、許可を得ようとする者が審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けたことを証する書面を添付しなければならない。